



市章

彦根市公報

令和4年(2022年)10月17日

第1878号

月 曜 日

定日発行 毎月1日、15日 2回

目 次

○ 条例

- 19 彦根市議会議員および彦根市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例(選挙管理委員会事務局)..... 3
- 20 彦根市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(人事課)..... 3
- 21 彦根市弓道場の設置および管理に関する条例を廃止する条例(スポーツ振興課)..... 5

○ 規則

- 47 彦根市公文書管理規則の一部を改正する規則(総務課)..... 5
- 48 彦根市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則(保険年金課)..... 6
- 49 彦根市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(人事課)..... 6
- 50 彦根市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則(人事課)..... 6
- 51 彦根市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則(人事課)..... 12
- 52 彦根市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則(人事課)..... 12
- 53 彦根市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則(建築指導課)..... 12
- 54 彦根市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則(建築指導課)..... 15
- 55 彦根市生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則(社会福祉課)..... 15

○ 訓令

- 18 彦根市生活困窮者相談推進委員会設置規程の一部を改正する訓令(社会福祉課)..... 18

○ 告示

- 243 自転車等の移動および保管(交通対策課)..... 18
- 244 介護担当機関の指定(社会福祉課)..... 19
- 245 予算の要領の公表(財政課)..... 19
- 246 彦根市障害児保育実施特定教育・保育施設等保育士等配置要綱の一部改正(幼児課).... 19
- 247 彦根市特定教育・保育施設等整備運営補助金交付要綱の一部改正(幼児課)..... 19
- 248 地縁団体の認可(まちづくり推進課)..... 20
- 249 自転車等の移動および保管(都市計画課)..... 21
- 250 市道区域の変更(建設管理課)..... 22
- 251 市道の供用の開始(建設管理課)..... 22
- 252 彦根市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防訪問介護相当サービスの事業の人員、設備および運営ならびに介護予防訪問介護相当サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準ならびに介護予防訪問介護相当サービスに要する費用の額を定める要綱の一部改正(高齢福祉推進課)..... 22
- 253 彦根市介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスAの事業の人員、設備

	および運営に関する基準ならびに訪問型サービスAに要する費用の額を定める要綱の一部改正(高齢福祉推進課)	23
254	彦根市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防通所介護相当サービスの事業の人員、設備および運営ならびに介護予防通所介護相当サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準ならびに介護予防通所介護相当サービスに要する費用の額を定める要綱の一部改正(高齢福祉推進課)	23
255	彦根市介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービスAの事業の人員、設備および運営に関する基準ならびに通所型サービスAに要する費用の額を定める要綱の一部改正(高齢福祉推進課)	24
256	施術担当機関の指定(社会福祉課)	25
257	施術担当機関の指定(社会福祉課)	25
○ 公告		
	公示送達について公告(債権管理課)	25
	公示送達について公告(債権管理課)	27
	公示送達について公告(税務課)	29
	都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(都市計画課)	29
○ 教育委員会告示		
14	彦根市教育委員会会議の招集(教育総務課)	29
○ 選挙管理委員会告示		
41	彦根市選挙管理委員会の招集	30
○ 監査公表		
3	財政援助団体および公の施設の指定管理団体の監査結果	30
○ 病院事業管理規程		
11	彦根市病院事業の管理運営に関する規程等の一部を改正する規程(病院総務課)	35
12	彦根市病院事業職員の給与の種類および基準に関する条例第23条に規定する手当に関する規程(職員課)	36
○ 水道事業告示		
22	彦根市指定給水装置工事事業者の変更届出書を受理し、指定したもの(上下水道総務課)	36

条例

彦根市議会議員および彦根市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月29日

彦根市長 和田裕行

彦根市条例第19号

彦根市議会議員および彦根市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

彦根市議会議員および彦根市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成6年彦根市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第8条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第11条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

彦根市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月29日

彦根市長 和田裕行

彦根市条例第20号

彦根市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

彦根市職員の育児休業等に関する条例(平成4年彦根市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)中「という。)(」の次に「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、」を加え、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この(ア)において同じ。))において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期を更新され、または当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日または当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第4号ウを削る。

第2条の3第3号中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業または当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げ

る場合もしくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、または当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日または当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「養育する非常勤職員が」に、「該当するとき」を「該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイおよびウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合)」に改め、同号中イをウとし、同号ア中「(当該非常勤職員が」の次に「前号に掲げる場合に該当して」を、「当該配偶者が」の次に「同号に掲げる場合またはこれに相当する場合に該当して」を加え、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業または当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合もしくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合またはこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、または当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日または当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、」を「養育する非常勤職員が、」に改め、「各号」の次に「に掲げる場合」を加え、「とき」を「場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号および第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、またはこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条第5号を削り、同条第6号を同条第5号とし、同条第7号を同条第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に改め、「に伴い、当該」の次に「育児休業に係る子について、当該更新前の」を加え、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同号を同条第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第11条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

付 則

- この条例は、令和4年10月1日から施行する。
- この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条(第5号に係る部分に限る。)および第11条(第6号に係る部分に限る。)の規定の適用については、なお従前の例による。

彦根市弓道場の設置および管理に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和4年9月29日

彦根市長 和田裕行

彦根市条例第21号

彦根市弓道場の設置および管理に関する条例を廃止する条例

彦根市弓道場の設置および管理に関する条例(平成17年彦根市条例第33号)は、廃止する。

付 則

この条例は、彦根市スポーツ・文化交流センターの設置および管理に関する条例(令和2年彦根市条例第42号)の施行の日から施行する。

規則

彦根市公文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月26日

彦根市長 和田裕行

彦根市規則第47号

彦根市公文書管理規則の一部を改正する規則

彦根市公文書管理規則(平成15年彦根市規則第35号)の一部を次のように改正する。

別表5年保存の部中6の項を7の項とし、5の項を6の項とし、4の項の次に次のように加える。

5 出勤簿、諸届簿および時間外勤務命令簿等職員の勤務の実態を証するもの

別表3年保存の部中2の項を削り、3の項を2の項とし、4の項を3の項とする。

付 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の別表の規定は、令和2年度以後の年度分の公文書について適用し、令和元年度以前の年度分の公文書については、なお従前の例による。

彦根市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 9 月 29 日

彦根市長 和田裕行

彦根市規則第 48 号

彦根市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

彦根市国民健康保険条例施行規則(平成 9 年彦根市規則第 18 号)の一部を次のように改正する。
付則第 5 項中「令和 4 年 9 月 30 日」を「令和 4 年 12 月 31 日」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

彦根市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 9 月 29 日

彦根市長 和田裕行

彦根市規則第 49 号

彦根市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

彦根市職員の給与に関する規則(昭和 47 年彦根市規則第 13 号)の一部を次のように改正する。

第 19 条第 2 項第 2 号中「により育児休業」の次に「(次に掲げる育児休業を除く。)」を加え、
「(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が 2 以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が 1 箇月以下である職員を除く。)」を削り、同号に次のように加える。

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第 3 条の 2 に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が 2 以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が 1 箇月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第 3 条の 2 に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が 2 以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が 1 箇月以下である育児休業

第 25 条第 2 項第 2 号中「により育児休業」の次に「(第 19 条第 2 項第 2 号アおよびイに掲げる育児休業を除く。)」を加え、「(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が 2 以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が 1 箇月以下である職員を除く。)」を削る。

付 則

この規則は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

彦根市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 9 月 29 日

彦根市長 和田裕行

彦根市規則第 50 号

彦根市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

彦根市職員の育児休業等に関する規則(平成 4 年彦根市規則第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の 3 および第 2 条の 4 を削る。

第 3 条および第 4 条を次のように改める。

(条例第 2 条の 3 第 3 号ウの規則で定める場合)

第 3 条 条例第 2 条の 3 第 3 号ウの規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 条例第 2 条の 3 第 3 号ウに規定する当該子について、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164

号)第39条第1項に規定する保育所もしくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園における保育または児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合

- (2) 常態として条例第2条の3第3号ウに規定する当該子を養育している当該子の親(当該子について民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該子を現に監護するものまたは児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者もしくは同条第1号に規定する養育里親である者(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない者に限る。)を含む。以下この項において同じ。)である配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合

ア 死亡した場合

イ 負傷、疾病または身体上もしくは精神上の障害により当該子を養育することが困難な状態になった場合

ウ 常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者が当該子と同居しないこととなった場合

エ 8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定である場合または産後8週間を経過しない場合

- (3) 条例第3条第1号から第4号までに掲げる事情に該当した場合
(条例第2条の4第3号の規則で定める場合)

第4条 前条の規定は、条例第2条の4第3号の規則で定める場合について準用する。この場合において、前条中「1歳到達日」とあるのは、「1歳6箇月到達日」と読み替えるものとする。第4条の2を削る。

第5条および第6条を次のように改める。

(育児休業の承認の請求手続)

第5条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書(別記様式第1号)により行い、条例第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き、育児休業を始めようとする日の1月(次に掲げる場合は、2週間)前までに行うものとする。

- (1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合

(2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳到達日(当該請求をする非常勤職員が同条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業または当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合もしくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業(同号に規定する地方等育児休業をいう。以下この号において同じ。)の期間の末日とされた日が当該請求に係る子の1歳到達日後である場合は、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))以前の日である場合

- (3) 条例第2条の4の規定に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子の

1歳6箇月到達日以前の日である場合

- 2 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その理由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。ただし、任期を定めて採用された職員が条例第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。

(育児休業の期間の延長の請求手続)

- 第6条** 育児休業の期間の延長の請求は、育児休業承認請求書により行い、条例第3条第7号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の1月(次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合は、2週間)前までに行うものとする。

- (1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内にしている育児休業(当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。)
- (2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当してしている育児休業
- (3) 条例第2条の4の規定に該当してしている育児休業

- 2 前条第2項の本文の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

第7条第1項中「別記様式第3号」を「別記様式第2号」に改め、同条第2項中「第4条の2第2項本文」を「第5条第2項本文」に改める。

第9条に次のただし書を加える。

ただし、次の各号に規定する育児休業(第4号については、引き続いて承認する育児休業に限る。)が当該育児休業に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内にあるものである場合にあっては、当該書面の交付に替えて他の適当な方法によることができる。

第9条第4号中「引き続き」を「引き続いて」に改める。

第9条の3の次に次の1条を加える。

(育児短時間勤務計画書)

- 第9条の4** 条例第11条第6号の育児短時間勤務計画書は、別記様式第3号によるものとする。

第11条第2項および第16条第2項中「第4条の2第2項本文」を「第5条第2項本文」に改める。

別記様式第1号を次のように改める。

別記

様式第1号(第5条関係)

育児休業承認請求書

所属長の確認

(任命権者)

請求年月日 年 月 日

様

請求者 所属

下記のとおり 育児休業の承認を請求します。
育児休業期間の延長

職員番号

氏名

記

1 請求に係る子

氏名

続柄等

生年月日

年 月 日生

2 請求の内容

- 育児休業の承認(次に掲げる育児休業の承認を除く。)
- 同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認(既に2回の育児休業(地方公務員の育児休業等に関する法律(以下「育児休業法」という。)第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。)を取得した場合のものに限る。)
- 育児休業の期間の最初の延長
- 育児休業の期間の再度の延長

同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認(既に2回の育児休業(育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。)を取得した場合のものに限る。)、育児休業の期間の再度の延長、非常勤職員の1歳6箇月までの子の育児休業の承認または非常勤職員の2歳までの子の育児休業の承認が必要な事情を記入

3 請求期間

年 月 日から 年 月 日まで

4 既に育児休業をした期間

年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日から 年 月 日まで

5 配偶者

氏名

育児休業の期間

年 月 日から 年 月 日まで

6 備考

(裏面)

記入上の注意

- (1) この請求書(彦根市職員の育児休業に関する条例(以下「条例」という。)第3条第7号に掲げる事情に該当してする育児休業および育児休業の期間の延長に係るものは除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等(当該子が育児休業法第2条第1項において子に含まれるものとされる者に該当する場合にあっては、その事実。(3)において同じ。)および生年月日を証明する書類(医師または助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書または養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書または証明書等のいずれか)を添付すること(写しでも可)。
- (2) 「2 請求の内容」欄の「非常勤職員の1歳6箇月までの子の育児休業」とは、条例第2条の3第3号掲げる場合に該当してする育児休業をいい、「2歳までの子の育児休業」とは、条例第2条の4の規定に該当してする育児休業をいう((5)において同じ。)
- (3) 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入および証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- (4) 条例第3条第7号に掲げる事情に該当してする育児休業をしようとする場合は、所属、職員番号、氏名、「3 請求期間」欄および「4 既に育児休業をした期間」欄のみを記入すること。
- (5) 「5 配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2箇月までの子の育児休業(条例第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。)、1歳6箇月までの子の育児休業または2歳までの子の育児休業をしようとする場合に記入すること。
- (6) 「6 備考」欄には、次に掲げる場合の区分に応じ当該アからウまでに掲げる事項について記入すること。
 - ア 請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合 その氏名、請求者との続柄等および生年月日
 - イ 請求に係る子が養子の場合 養子縁組の効力が生じた日
 - ウ 請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合 その旨ならびに当該承認に係る子の氏名および当該承認の請求に係る期間等
- (7) 該当する口にはレ印を記入すること。

別記様式第2号を削る。

別記様式第3号中「職名」を「職員番号」に改め、同様式を別記様式第2号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第3号(第9条の4条関係)

育児短時間勤務計画書

提出年月日 年 月 日

(任命権者) _____ 様

所 属 _____

職員番号 _____

氏 名 _____

彦根市職員の育児休業等に関する条例第11条第6号の規定に基づき、再度の育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児短時間勤務の計画について下記のとおり提出します。
 なお、下記の記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。

記

1 請求に係る子			
子の氏名		生年月日	年 月 日生
2 請求者の計画			
請求期間		年 月 日から	年 月 日まで
再度の請求予定期間		年 月 日から	年 月 日まで
3 備 考			

- (注) (1) 育児短時間勤務計画書は、育児短時間勤務承認請求書と同時に(変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく)提出するものとする。
 (2) 「請求期間」欄には、育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入すること。
 (3) 子の出生前に提出する場合は、「1 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。
 (4) 変更の届出の場合は、1および2の記載事項のうち変更する箇所のみ記入すること。

別記様式第4号および別記様式第5号中「職名」を「職員番号」に改め、

受理年月日
決裁年月日
決裁欄

<input type="checkbox"/> 承認		<input type="checkbox"/> 不承認		
年 月 日				
年 月 日				
課長	課長補佐	係長	係員	担当

を削る。

付 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

彦根市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月29日

彦根市長 和田裕行

彦根市規則第51号

彦根市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

彦根市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年彦根市規則第43号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第10号中「後8週間」を「以後1年」に改める。

付 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

彦根市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月29日

彦根市長 和田裕行

彦根市規則第52号

彦根市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

彦根市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年彦根市規則第19号)の一部を次のように改正する。

別表第1(13)の項中「後8週間」を「以後1年」に改める。

付 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

彦根市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

彦根市長 和田裕行

彦根市規則第53号

彦根市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

彦根市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則(平成21年彦根市規則第28号)の一部を次のように改正する。

第5条の2中「第5項」を「第7項」に改める。

第9条中「認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築または維持保全を取りやめる旨の申出書」を「認定長期優良住宅建築等計画等に基づく住宅の建築または維持保全を取りやめる旨の申出書」に改める。

第11条の見出し中「長期優良住宅建築等計画認定証明書」を「長期優良住宅建築等計画等認定証明書」に改め、同条第1項中「第5項」を「第7項」に、「長期優良住宅建築等計画認定台帳記載事項証明書交付申請書」を「長期優良住宅建築等計画等認定台帳記載事項証明書交付申請書」に改め、同条第2項中「長期優良住宅建築等計画認定台帳記載事項証明書」を「長期優良住宅建築等計画等認定台帳記載事項証明書」に改める。

別記様式第2号の2中「新築／増築・改築」を「新築／増築・改築／既存」に、「長期優良

住宅建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画等」に、「5 工事種別」を「5 申請種別」

請種別
 (新築／増築・改築／既存) に改める。

別記様式第3号中「新築／増築・改築」を「新築／増築・改築／既存」に、「4 工事種別」を「4 申請種別 (新築／増築・改築／既存)」に改める。

別記様式第4号中「新築／増築・改築」を「新築／増築・改築／既存」に、「6 工事種別」

を「6 認定種別 (新築／増築・改築

／既存) に、「管理」を「監理」に改める。

別記様式第6号中「認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築または維持保全を取りやめる旨の申出書」を「認定長期優良住宅建築等計画等に基づく住宅の建築または維持保全を取りやめる旨の申出書」に、「新築／増築・改築」を「新築／増築・改築／既存」に、「認定長期優良住宅建築等計画」を「認定長期優良住宅建築等計画等」に、「6 工事種別」

を「6 認定種別 (新築／増築・改築

／既存) に改める。

別記様式第7号中「新築／増築・改築」を「新築／増築・改築／既存」に、「認定長期優良住宅建築等計画」を「認定長期優良住宅建築等計画等」に、「9 工事種別」を「9 認定種別 (新築／増築・改築／既存)」に改める。

別記様式第8号を次のように改める。

付 則

- 1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなすことができる。
- 3 この規則の施行の際、現にある旧様式による書類については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

彦根市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

彦根市長 和田裕行

彦根市規則第54号

彦根市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則
彦根市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則(平成28年彦根市規則第25号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号中「住宅品質確保法」を「住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)」に改める。

第21条第2項第2号中「住宅品質確保法」を「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に、「等級4に」を「等級4から等級7までのいずれかに」に、「が等級4または等級5」を「が等級4から等級6までのいずれか」に、「等級3、等級4または等級5」を「等級3から等級6までのいずれか」に改める。

付 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

彦根市生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年10月1日

彦根市長 和田裕行

彦根市規則第55号

彦根市生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則
彦根市生活困窮者自立支援法施行細則(平成28年彦根市規則第14号)の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「第2条第3項」を「第3条第3項」に改める。

別記様式第2号を次のように改める。

様式第 2 号(第 10 条関係)

(表面)

住居確保給付金の支給を希望する方は、この確認書と併せ生活困窮者住居確保給付金支給申請書(生活困窮者自立支援法施行規則第13条)を提出する必要があります。

住居確保給付金申請時確認書

誓約事項

- 1 受給中、次に掲げる就職活動要件を満たすこと、または自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を受けること。
 - (1) 月2回以上、公共職業安定所の職業相談を受けること。
 - (2) 月4回以上、就労支援員等の面接を受けること。
 - (3) 原則として週1回以上、求人先へ応募を行い、または求人先の面接を受けること。
- 2 申請者および申請者と同一の世帯に属する者(以下「申請者等」という。)のいずれもが国の雇用施策による給付または地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を受けていないこと。
- 3 再支給の申請ではないこと(過去に住宅手当、住宅支援給付または住居確保給付金を受けたことがないことをいう。)、または再支給の申請であるが、従前の支給決定後に常用就職した後に新たに解雇(本人の責めに帰すべき重大な理由による解雇を除く。)されたこと。
- 4 申請者等のいずれもが暴力団員ではないことおよび受給期間中においても暴力団員にならないこと。

同意事項

- 1 以下のいずれかに該当した場合、支給が中止されること。
 - (1) 誠実かつ熱心に就職活動を行わない場合または就労支援に関する実施主体の指示に従わない場合
 - (2) 住居確保給付金受給者が常用就職後、その就労による給与収入が収入基準を超える場合またはそのことを報告しない場合
 - (3) 支給決定後、住宅から退去した場合(借主の責めによらず転居せざるを得ない場合または自立相談支援機関等の指導により同自治体内での転居が適当である場合を除く。)
 - (4) 申請内容に偽りがあった場合
 - (5) 支給決定後、受給者および受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合
 - (6) 支給決定後、受給者が禁錮刑以上の刑に処された場合
 - (7) 受給者が生活保護を受給した場合
- 2 本給付金の支給決定後、支給に必要な範囲で、申請者の賃貸住宅への入居状況について、訪問確認を行う場合があること、または不動産媒介業者等に報告を求めること。
- 3 支給に必要な範囲で、申請者等の資産および収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧もしくは資料の提供を求め、または銀行、信託会社その他の機関もしくは申請者等の雇用主その他の関係者に報告を求めること。
また、自治体の報告要求等に対し、官公署または銀行等が報告することについて申請者が同意している旨を官公署または銀行等に伝えること。
- 4 支給に必要な範囲で、暴力団員該当性の確認につき、実施主体または社会福祉協議会が官公署から情報を求めること。

年 月 日

彦根市長 様

上記誓約事項および同意事項について確認の上、誓約および同意します。

申請者氏名

(裏面)

当初申請時

① 添付書類

- 1 本人確認書類
運転免許証、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本等の写し
- 2 離職関係書類
2年以内に離職または廃業したことが確認できる書類の写し
- 3 収入関係書類
申請者および申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し
- 4 金融資産関係書類
申請者および申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

② 追加提出書類

- 1 求職申込関係書類
公共職業安定所から交付を受けた求職受付票(ハローワークカード)の写し
- 2 入居(予定)住宅関係書類
 - (1) 住宅喪失者
不動産媒介業者等から交付を受けた入居予定住宅に関する状況通知書(別記様式第3号)
 - (2) 住宅喪失のおそれがある者
貸主等から交付を受けた入居住宅に関する状況通知書(別記様式第4号)

別記様式第7号(裏面)中「①から③まで」を「(1)から(3)まで」に、「① 毎週1回以上、就労支援員と面接し、求職活動報告を行う」を「(1) 月2回以上、公共職業安定所の職業相談を受けること。」に、「② 2週間に1回以上、公共職業安定所で職業相談を受けること」を「(2) 月4回以上、就労支援員等の面接を受けること。」に、「③ 原則週1回以上、求人先へ応募を行うまたは求人先の面接を受けること」を「(3) 原則として週1回以上、求人先へ応募を行い、または求人先の面接を受けること。」に、「滋賀県知事」を「彦根市長」に改める。

別記様式第9号および別記様式第11号中「滋賀県知事」を「彦根市長」に改める。

別記様式第12号(表面)中「あること」を「あること。」に、「3か月」を「3箇月」に、「ならびに」を「ならびに」に改め、同様式(裏面)中「申し込み」を「申込み」に、「法第15条」を「生活困窮者自立支援法第21条」に、「第16条」を「第22条」に、「その他関係者」を「その他の関係者」に改める。

別記様式第13号(裏面)中「①から③まで」を「(1)から(3)まで」に、「① 毎週1回以上、就労支援員と面接し、求職活動報告を行うこと」を「(1) 月2回以上、公共職業安定所の職業相談を受けること。」に、「② 2週間に1回以上、公共職業安定所で職業相談を受けること」を「(2) 月4回以上、就労支援員等の面接を受けること。」に、「③ 原則週1回以上、求人先へ応募を行うこと、または求人先の面接を受けること」を「(3) 原則として週1回以上、求人先へ応募を行い、または求人先の面接を受けること。」に、「滋賀県知事」を「彦根市長」に改める。

別記様式第15号中「して下さい」を「してください」に、「滋賀県知事」を「彦根市長」に改める。

別記様式第18号中「滋賀県知事」を「彦根市長」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

彦根市訓令第18号

彦根市生活困窮者相談推進委員会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年10月1日

彦根市長 和田裕行

彦根市生活困窮者相談推進委員会設置規程の一部を改正する訓令

彦根市生活困窮者相談推進委員会設置規程(平成27年彦根市訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条第1項」を「第3条第1項」に改める。

付 則

この訓令は、令和4年10月1日から施行する。

告 示

彦根市告示第243号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成9年彦根市条例第1号。以下「条例」という。)第11条第2項の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第12条第1項の規定により告示する。

令和4年9月21日

彦根市長 和田裕行

記

1 移動理由

条例第11条第2項に該当したため

2 移動区域

彦根市内の道路、河川および公共の用に供する場所

3 移動日時

- 令和4年8月8日午後2時頃
- 令和4年8月16日午後2時頃
- 令和4年8月29日午後2時頃

4 保管場所

彦根駅西自転車駐車場2階(彦根市大東町4番8号)

5 保管期間

告示の日から3箇月間

6 返還日時

- 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成2年彦根市条例第12号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。)とする。
- 返還時間は、午前9時から午後4時30分までとし、事前に市と協議の上、決定する。

7 返還手続

事前に交通対策課へ問合せの上、次のものを持参し、保管所で返還の申請をする。

- 自転車等の鍵
- 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)
- 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)

8 引取りのない場合の措置

保管期間経過後は、市において処分する。

9 問合せ先

彦根市都市建設部交通対策課(電話 30 - 6134 内線 245、246)

彦根市告示第 244 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 54 条の 2 第 1 項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)第 14 条第 4 項においてその例による場合を含む。)の規定により、介護扶助および介護支援給付のための介護担当機関を下記のとおり指定した。

令和 4 年 9 月 27 日

彦根市長 和田裕行

記

指定する事業所等の名称	指定する事業所等の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日
リーチ訪問看護ステーション	彦根市南川瀬町 1266-5 メゾンエイコー南川瀬Ⅱ 202	株式会社 Reach・Iris 代表取締役 三上 竜也	彦根市南川瀬町 1266-5 メゾンエイコー南川瀬Ⅱ 202	訪問看護	令和 4 年 2 月 1 日

彦根市告示第 245 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 219 条第 2 項の規定により、令和 4 年 9 月 28 日市議会の議決を経た令和 4 年度(2022 年度)彦根市一般会計補正予算(第 8 号)、令和 4 年度(2022 年度)彦根市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)、令和 4 年度(2022 年度)彦根市休日急病診療所事業特別会計補正予算(第 2 号)、令和 4 年度(2022 年度)彦根市介護保険事業特別会計補正予算(第 2 号)および令和 4 年度(2022 年度)彦根市病院事業会計補正予算(第 3 号)の要領を次のとおり公表する。

令和 4 年 9 月 28 日

彦根市長 和田裕行

(以下省略)

彦根市告示第 246 号

彦根市障害児保育実施特定教育・保育施設等保育士等配置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 4 年 9 月 29 日

彦根市長 和田裕行

彦根市障害児保育実施特定教育・保育施設等保育士等配置要綱の一部を改正する告示
彦根市障害児保育実施特定教育・保育施設等保育士等配置要綱(昭和 62 年彦根市告示第 44 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「を除く」の次に「。以下同じ」を加える。

第 3 条および別表の 2 中「保育所」を「特定教育・保育施設」に改める。

付 則

この告示は、令和 4 年 9 月 29 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

彦根市告示第 247 号

彦根市特定教育・保育施設等整備運営補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年9月29日

彦根市長 和田裕行

彦根市特定教育・保育施設等整備運営補助金交付要綱の一部を改正する告示

彦根市特定教育・保育施設等整備運営補助金交付要綱(平成13年彦根市告示第129号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「保育所」の次に「および認定こども園」を加える。

別表第2第3号中「令和3年4月1日付け滋子青第1826号滋賀県健康医療福祉部長通知別添1」を「令和4年4月1日付け滋子青第1299号滋賀県健康医療福祉部長通知別添1」に、「令和3年度滋賀県保育所等支援事業費補助金交付要綱(令和3年4月1日付け滋子青第1826号滋賀県健康医療福祉部長通知別紙)」を「令和4年度滋賀県保育所等支援事業費補助金交付要綱(令和4年4月1日付け滋子青第1330号滋賀県健康医療福祉部長通知別紙)」に改め、同表第5号中「令和3年4月1日付け滋子青第1826号滋賀県健康医療福祉部長通知別添2」を「令和4年4月1日付け滋子青第1299号滋賀県健康医療福祉部長通知別添2」に、「令和3年度滋賀県保育所等支援事業費補助金交付要綱」を「令和4年度滋賀県保育所等支援事業費補助金交付要綱」に改める。

付 則

この告示は、令和4年9月29日から施行し、改正後の彦根市特定教育・保育施設等整備運営補助金交付要綱の規定は、令和4年度以降の予算に係る補助金について適用する。

彦根市告示第248号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第5項の規定により、地縁による団体を下記のとおり認可したので、同条第10項の規定により告示する。

令和4年9月30日

彦根市長 和田裕行

記

1 名称

金沢町中下自治会

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持および形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧版の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化、清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) 交通安全の推進
- (5) 防犯および防災活動の推進
- (6) 墓地の維持管理
- (7) その他、青少年の健全育成等目的達成のために必要な事業

3 区域

金沢町1153番地2から1154番地7まで、1160番地から1163番地1まで、1278番地から1285番地まで、1287番地から1301番地まで、1302番地1から1306番地2まで、1312番地1、1346番地、1381番地から1397番地4まで、1398番地から1440番地まで、1536番地2から1545番地1まで、1546番地3、1605番地から1608番地1まで、1612番地から1615番地まで、1619

番地1から1629番地6まで、1837番地から1842番地まで、1845番地から1847番地4まで、1912番地から1952番地2まで、1955番地から1961番地まで、1970番地から1974番地2まで、1982番地から1983番地2まで、1987番地から2084番地まで、2088番地から2092番地までおよび2099番地から2101番地までの区域とする。

4 主たる事務所

(略)

5 代表者の氏名および住所

(1) 氏名 藤 堂 寛

(2) 住所 (略)

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無および職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定めた解散の事由

(1) 破産手続開始の決定

(2) 認可の取消し

(3) 総会の議決

(4) 構成員が欠けたこと。

9 認可年月日

令和4年9月30日

彦根市告示第249号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成9年彦根市条例第1号。以下「条例」という。)第11条第2項の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第12条第1項の規定により告示する。

令和4年9月30日

彦根市長 和田裕行

記

1 移動理由

条例第11条第2項に該当したため

2 移動区域

けやきの杜公園

3 移動日時

令和4年9月22日 午前10時から午前10時30分まで

4 保管場所

彦根市山之脇町33番地1地先

5 保管期間

告示の日から3箇月間

6 返還日時

(1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成2年彦根市条例第12号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。)とする。

(2) 返還時間は、午前9時から午後5時までとし、事前に市と協議の上、決定する。

7 返還手続

次のものを持参の上、保管場所で返還の申請をする。

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)
- (3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)

8 引取りのない場合の措置

保管期間経過後は、市において処分する。

9 問合せ先

彦根市歴史まちづくり部都市計画課(電話 0749-30-6124)

彦根市告示第 250 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のように市道区域を変更する。

その関係図面は、令和 4 年 9 月 30 日から令和 4 年 10 月 14 日まで彦根市都市建設部建設管理課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 9 月 30 日

彦根市長 和田裕行

変更

番号	路線名	区分	起 点	終 点	延長 (m)	幅員 (m)
1062	後三条町西安方 寿線	前	彦根市後三条町字桜 町 131 番 1	彦根市後三条町 字宮立 125 番 5	71.7	2.8~5.4
		後			71.7	3.0~8.5

彦根市告示第 251 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のように市道の供用を開始する。

その関係図面は、令和 4 年 9 月 30 日から令和 4 年 10 月 14 日まで彦根市都市建設部建設管理課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 9 月 30 日

彦根市長 和田裕行

開始

番号	路線名	起 点	終 点	供用開始の期日
1062	後三条町西安方 寿線	彦根市後三条町字桜町 131 番 1	彦根市後三条町字宮立 125 番 5	令和 4 年 9 月 30 日

彦根市告示第 252 号

彦根市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防訪問介護相当サービスの事業の人員、設備および運営ならびに介護予防訪問介護相当サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準ならびに介護予防訪問介護相当サービスに要する費用の額を定める要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 4 年 9 月 30 日

彦根市長 和田裕行

彦根市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防訪問介護相当サービスの事業の

人員、設備および運営ならびに介護予防訪問介護相当サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準ならびに介護予防訪問介護相当サービスに要する費用の額を定める要綱の一部を改正する告示

彦根市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防訪問介護相当サービスの事業の人員、設備および運営ならびに介護予防訪問介護相当サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準ならびに介護予防訪問介護相当サービスに要する費用の額を定める要綱(平成29年彦根市告示第45号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

(12) 介護職員等ベースアップ等支援加算	1月につき所定単位数に1,000分の24を乗じて得た単位数を加算	—	—	—
-----------------------	----------------------------------	---	---	---

別表備考6中「および介護職員等特定処遇改善加算」を「、介護職員等特定処遇改善加算および介護職員等ベースアップ等支援加算」に改める。

付 則

この告示は、令和4年10月1日から施行する。

彦根市告示第253号

彦根市介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスAの事業の人員、設備および運営に関する基準ならびに訪問型サービスAに要する費用の額を定める要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年9月30日

彦根市長 和田裕行

彦根市介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスAの事業の人員、設備および運営に関する基準ならびに訪問型サービスAに要する費用の額を定める要綱の一部を改正する告示

彦根市介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスAの事業の人員、設備および運営に関する基準ならびに訪問型サービスAに要する費用の額を定める要綱(平成29年彦根市告示第46号)の一部を次のように改正する。

別表(5)の項中「1000分の137」を「1,000分の137」に、「乗じた」を「乗じて得た」に改め、同表(6)の項中「1000分の100」を「1,000分の100」に、「乗じた」を「乗じて得た」に改め、同表(7)の項中「1000分の55」を「1,000分の55」に、「乗じた」を「乗じて得た」に改め、同表(8)の項中「1000分の63」を「1,000分の63」に、「乗じた」を「乗じて得た」に改め、同表(9)の項中「1000分の42」を「1,000分の42」に、「乗じた」を「乗じて得た」に改め、同表に次のように加える。

(10) 介護職員等ベースアップ等支援加算	1月につき所定単位数に1,000分の24を乗じて得た単位数を加算	—
-----------------------	----------------------------------	---

別表備考6中「および介護職員等特定処遇改善加算」を「、介護職員等特定処遇改善加算および介護職員等ベースアップ等支援加算」に改める。

付 則

この告示は、令和4年10月1日から施行する。

彦根市告示第254号

彦根市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防通所介護相当サービスの事業の人員、設備および運営ならびに介護予防通所介護相当サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準ならびに介護予防通所介護相当サービスに要する費用の額を定める要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 4 年 9 月 30 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防通所介護相当サービスの事業の人員、設備および運営ならびに介護予防通所介護相当サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準ならびに介護予防通所介護相当サービスに要する費用の額を定める要綱の一部を改正する告示

彦根市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防通所介護相当サービスの事業の人員、設備および運営ならびに介護予防通所介護相当サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準ならびに介護予防通所介護相当サービスに要する費用の額を定める要綱(平成 29 年彦根市告示第 47 号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

(31) 介護職員等ベースアップ等支援加算	1 月につき所定単位数に 1,000 分の 11 を乗じて得た単位数を加算	-	-	-	-
-----------------------	---------------------------------------	---	---	---	---

別表備考 8 中「ならびに(29)の項および(30)の項の介護職員等特定処遇改善加算」を「、(29)の項および(30)の項の介護職員等特定処遇改善加算ならびに(31)の項の介護職員等ベースアップ等支援加算」に改める。

付 則

この告示は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

彦根市告示第 255 号

彦根市介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービス A の事業の人員、設備および運営に関する基準ならびに通所型サービス A に要する費用の額を定める要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 4 年 9 月 30 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービス A の事業の人員、設備および運営に関する基準ならびに通所型サービス A に要する費用の額を定める要綱の一部を改正する告示

彦根市介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービス A の事業の人員、設備および運営に関する基準ならびに通所型サービス A に要する費用の額を定める要綱(平成 29 年彦根市告示第 48 号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

(31) 介護職員等ベースアップ等支援加算	1 月につき所定単位数に 1,000 分の 11 を乗じて得た単位数を加算	-	-	-	-
-----------------------	---------------------------------------	---	---	---	---

別表備考 8 中「ならびに(29)の項および(30)の項の介護職員等特定処遇改善加算」を「、(29)の項および(30)の項の介護職員等特定処遇改善加算ならびに(31)の項の介護職員等ベースアップ等支援加算」に改める。

付 則

この告示は、令和4年10月1日から施行する。

彦根市告示第256号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により、医療扶助および医療支援給付のための施術担当機関を下記のとおり指定した。

令和4年9月30日

彦根市長 和田裕行

記

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
成宮 裕斗	成宮鍼灸整骨院	彦根市肥田町323番地	令和4年8月1日

彦根市告示第257号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により、医療扶助および医療支援給付のための施術担当機関を下記のとおり指定した。

令和4年9月30日

彦根市長 和田裕行

記

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
小嶋 かおり	オリーブ鍼灸マッサージ	彦根市松原町 3450-7 ラフェスタ彦根Ⅱ502	令和4年9月1日

公 告

公示送達について公告

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所および事業所が明らかでないため、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示送達をする。

送達すべき書類は、彦根市総務部債権管理課において保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。

令和4年9月22日

彦根市長 和田裕行

送達を受けるべき者の氏名	送達すべき書類
(略)	令和4年度(2022年度)固定資産税都市計画税督促状(1期)(2期)
	令和4年度(2022年度)固定資産税都市計画税督促状(1期)(2期)
	令和4年度(2022年度)固定資産税都市計画税督促状(1期)(2期)
	令和4年度(2022年度)固定資産税都市計画税督促状(2期)
	令和4年度(2022年度)固定資産税都市計画税督促状

(略)	令和4年度(2022年度)市県民税督促状(1期)(2期)
	令和4年度(2022年度)市県民税督促状(1期)(2期)
	令和4年度(2022年度)市県民税督促状(1期)(2期)
	令和4年度(2022年度)市県民税督促状(2期)
	令和4年度(2022年度)市県民税督促状(1期)(2期)
	令和4年度(2022年度)市県民税督促状(1期)(2期)
	令和3年度(2021年度)市県民税督促状(過年1期)
	令和4年度(2022年度)市県民税督促状(1期)(2期)
	令和4年度(2022年度)市県民税督促状(2期)
	令和4年度(2022年度)市県民税督促状(2期)
	令和4年度(2022年度)市県民税督促状(1期)(2期)
	令和4年度(2022年度)市県民税督促状(2期)
	令和4年度(2022年度)市県民税督促状(2期)
	令和4年度(2022年度)市県民税督促状(1期)(2期)
	令和4年度(2022年度)市県民税督促状(1期)(2期)
	令和4年度(2022年度)市県民税督促状(1期)
	令和3年度(2021年度)市県民税督促状(4期)
	令和4年度(2022年度)市県民税督促状(2期)
	令和2年度(2020年度)市県民税督促状(3期)
	令和3年度(2021年度)市県民税督促状(4期)
	令和3年度(2021年度)市県民税督促状(12期)
	令和3年度(2021年度)市県民税督促状(4期)
	令和3年度(2021年度)市県民税督促状(過年4期) 配当計算書(謄本)および差押解除通知書
	令和4年度(2022年度)軽自動車税(種別割)督促状(1期)
	令和4年度(2022年度)軽自動車税(種別割)督促状(1期)
	差押調書(謄本)および配当計算書(謄本)
	差押調書(謄本)および配当計算書(謄本)
	差押調書(謄本)
配当計算書(謄本)	
差押調書(謄本)および差押解除通知書	

公示送達について公告

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所および事業所が明らかでないため、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条および介護保険法(平成9年法律第123号)第143条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示送達をする。

送達すべき書類は、彦根市総務部債権管理課において保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。

令和4年9月22日

彦根市長 和田裕行

送達を受けるべき者の氏名	送達すべき書類
(略)	令和4年度(2022年度)国民健康保険料督促状(1期)(2期)(3期)
	令和4年度(2022年度)介護保険料督促状(1期)(2期)(3期)
	令和4年度(2022年度)国民健康保険料督促状(1期)(2期)(3期)

(略)	令和4年度(2022年度)介護保険料督促状 (1期)(2期)(3期) 令和4年度(2022年度)後期高齢者医療保険料督促状 (1期)(2期)
	令和4年度(2022年度)介護保険料督促状 (1期)(2期)(3期)
	令和4年度(2022年度)介護保険料督促状 (1期)(2期)(3期)
	令和4年度(2022年度)介護保険料督促状 (1期)(2期)(3期) 令和4年度(2022年度)後期高齢者医療保険料督促状 (1期)(2期)
	令和4年度(2022年度)介護保険料督促状 (1期)(2期)(3期) 令和4年度(2022年度)後期高齢者医療保険料督促状 (1期)(2期)
	令和4年度(2022年度)介護保険料督促状 (1期)(2期)(3期) 令和4年度(2022年度)後期高齢者医療保険料督促状 (1期)(2期)
	差押調書(謄本)および配当計算書(謄本)

公示送達について公告

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所および事業所が明らかでないため、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示送達をする。

送達すべき書類は、彦根市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。

令和4年9月30日

彦根市長 和田裕行

送達を受けるべき者の氏名	送達すべき書類
(略)	還付充当通知書

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和4年10月3日

彦根市長 和田裕行

開発許可を受けた者の住所および氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
(略)	彦根市彦富町字阿古904番11 および905番1	356.00 m ²	令和4.10.3	927

教育委員会告示

彦根市教育委員会告示第14号

彦根市教育委員会会議を下記のとおり招集する。

令和4年9月20日

彦根市教育委員会

教育長 西 嶋 良 年

記

- 日時 令和 4 年(2022 年)9 月 27 日(火)午後 1 時 30 分から
- 場所 彦根市役所本庁舎第 5-1、5-2 会議室
- 議題
(1) 彦根市いじめ問題調査委員会委員の委嘱に係る臨時代理の承認について
(2) 彦根市奨学金規則を廃止する規則について

選挙管理委員会告示

彦根市選挙管理委員会告示第 41 号

彦根市選挙管理委員会を下記のとおり招集する。

令和 4 年 9 月 29 日

彦根市選挙管理委員会

委員長 小 川 良 紘

記

- 日時 令和 4 年 10 月 4 日(火) 午後 1 時 30 分
- 場所 彦根市元町 4 番 2 号 彦根市役所本庁舎 別館 2A 会議室
- 議題
(1) 永久選挙人名簿の登録の抹消状況について
(2) 彦根市公職選挙執行規程の一部改正について
(3) 委員長の退職の承認について
(4) 委員長の選挙について
(5) その他

監査公表

監査公表第 3 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 7 項の規定に基づき財政援助団体等の監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 4 年(2022 年)9 月 27 日

彦根市監査委員 若 林 忠 彦

彦根市監査委員 中 野 正 剛

財 政 援 助 団 体 監 査 結 果

1 担当所属、監査執行対象団体名等

担当所属	監査執行対象団体名	対象年度、項目	監査期日
地域経済振興課	株式会社 四番町スクエア	令和 3 年度 彦根市地域・観光交流 センター運営費補助金	令和 4 年 8 月 30 日
		令和 3 年度 彦根市中心市街地誘客 事業費補助金	

2 監査の方法

援助団体の実施事業は、補助金の交付目的に沿って適切かつ効果的に執行されているか否か

等について、監査資料の提出を求めるとともに、担当所属職員および援助団体職員の説明を聴取し、帳簿および関係書類について抽出により監査した。

3 監査の結果

(株式会社四番町スクエア)

【彦根市地域・観光交流センター運営費補助金】

実施事業は、補助金の交付目的に沿って概ね適正に執行されているものの、次の点について改善を要すると認められた。

○ 補助金等の交付に係る諸手続きについて

令和3年度は、コロナ禍に伴う経営状況の悪化を踏まえ、従来の地域交流センターへの運営補助のほか、観光交流センターの公共的機能に係る部分への運営補助に加え、借地料についても支援金として交付している。

交付に係る諸手続きに関しては、彦根市地域・観光交流センター運営費補助金交付要綱(内規)および株式会社四番町スクエア支援金交付要綱(内規)を定め運用しているが、別要綱である上記補助金と支援金を同一の交付申請書で処理していたほか、続く交付決定通知書等の記載内容についても従来様式を転用したことにより、追加の補助金や支援金に係る内容の記載に不足が生じていた。

各補助金と支援金を合算した交付金額について問題はなかったものの、特に支援金については単年度のみの特例なものであり、関係書類の不備は疑義が生じる要因にもなり得ることから、適正な書類作成に留意されたい。

【彦根市中心市街地誘客事業費補助金】

実施事業は、補助金の交付目的に沿って概ね適正に執行されており、出納その他の事務についても特に指摘すべき事項は認められなかった。

株式会社四番町スクエア(以下「同社」という。)は、集客の核となる観光交流センター「ひこね食賓館四番町ダイニング」と地域交流センター「ひこね街なかプラザ」の運営をとおして中心市街地の活性化を担う第三セクター方式によるまちづくり会社として平成15年に設立され、令和3年度は18年目となる。経営状況については、「国宝・彦根城築城400年祭」など大規模な周年事業の成功後、徐々に客足が遠のき、テナントの撤退等により不採算部門を抱えることになった結果、平成26年度の第12期決算では過去最大の赤字を計上したものの、同年中に策定した「経営改善計画」により抜本的な経営再建の取組を継続しており、一定の効果が表れているところである。

令和3年度の決算状況については、令和2年度に引き続きコロナ禍の影響下にある中、物販売上に直結する団体客(バス)の誘致について苦戦を強いられたものの、平成30年9月から取り組んでいるふるさと納税事業に関し、キリンビール滋賀工場で生産され令和3年3月から販売が開始された新商品のSPRING VALLEYがヒットしたことなどにより大幅に売上を伸ばし、新型コロナウイルス感染症(以下「同感染症」という。)の影響に係る固定資産税・都市計画税の軽減措置のほか、同感染症関連の政府等支援策の積極的な利用、増額した彦根市補助金・支援金の効果的な活用などにより経費の削減と併せ経営の健全化に取り組んだ結果、経常損益は161万円の損失となり、前年度の1,800万円の損失から大幅な改善が図られている。

なお、両センターの建設時の沿革として、各主管省庁の補助金充当事業の条件により、公共的機能を有する部分については収益事業が実施できないこととされている。このため、彦根市は能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難と認められる公共的機能に係る経費に対し、公的支援を行っているところである。ただし、地域交流センターはその全てが公共的機能を担う建物であるが、固定資産税や減価償却費について

は補助対象とされておらず、同社の損益計算上では大きな負担となっている。

このような中、令和4年6月28日に和田彦根市長が同社の代表取締役社長に就任し、責任ある立場で経営健全化に向けた取組に参画することとなった。彦根市は同社の持株比率が40.51%で筆頭株主(議決権比率60.32%)であり、経営に対して実質的に主導的な立場にあることから、今後まちづくり会社として、和田新社長のリーダーシップのもと、さらに中心市街地活性化の取組が加速されることを期待する。コロナ禍の収束は未だ不透明ではあるが、政府等の観光部門における需要喚起策を念頭に、インバウンドを含めた誘客促進や受入体制の整備を行い、ふるさと納税をはじめとする観光動向に左右されない新たな事業についても展開を促進しながら、四番町スクエア協同組合や彦根観光協会等の関係機関との連携を強化し、街の魅力の創出と併せて持続可能な組織運営を図りたい。

また、令和4年度中に新たに策定予定である「経営改善計画」には、同社が第三セクターとしての公共性、公益性を果たすべき役割および「事業継続の前提となる条件」(ゴーイング・コンサーン)を踏まえ、彦根市の財政支援の方針を示すこととされている。同社の将来展望に大きく関わる内容であるため、十分議論を尽くされたい。

所管課においては、交付要綱上で補助対象となる「公共的機能」の考え方について、整理されたい。観光交流センターに係る補助対象額は公共的機能に係る面積案分により算出しているが、修繕費など個所付け可能な経費も含めて案分計算されており、公共的機能部分以外の修繕費用も含まれる場合があるため、第三者への説明責任が果たせるよう対応を求めるものである。

なお、軽易な改善事項については、その都度指摘し指導したので記述を省略した。

公の施設の指定管理団体監査結果

1 担当所属、監査執行対象団体名等

担当所属	監査執行対象団体名	対象年度、施設	監査期日
高齢福祉 推進課	社会福祉法人 彦根市社会福祉協議会	令和3年度 彦根市北老人福祉センター	令和4年8月30日
	特定非営利活動法人 ホームスイートホーム	令和3年度 彦根市南老人福祉センター	
	彦根市老人クラブ連合会	令和3年度 彦根市中老人福祉センター	

2 監査の方法

指定管理者の施設の管理に係る指定管理業務が、条例および協定書等に沿って適正に行われているか否か等について、監査資料の提出を求めるとともに、担当所属職員の説明を聴取し、帳簿および関係書類について抽出により監査した。

3 監査の結果

(社会福祉法人彦根市社会福祉協議会)

【彦根市北老人福祉センター】

指定管理業務については、条例および協定書等に沿って概ね適正に執行されており、出納その他の事務においても特に指摘すべき事項は認められなかった。

各老人福祉センターは、高齢者等が健康で明るく、楽しい生活を送るための施設であり、健康増進やレクリエーションの場、また新たな交流を生み出す憩いの場を提供するなど高齢者等の福祉の増進を図るため老人福祉法の規定に基づき設置され、各種業務を展開している。

令和3年度、社会福祉法人彦根市社会福祉協議会は指定管理者として彦根市北老人福祉センターの通算5年目の運営を行ったところである。令和3年度の施設利用者数については、コロナ禍の中、全国に「緊急事態宣言」が発令され、年度途中の一部期間が閉館となったが、令和

2年度実績を244人上回る8,445人の利用者があり、コロナ禍前の水準には遠く及ばないものの、感染予防対策の徹底のほか、新たに市内単位老人クラブ代表者へも情報誌を送付するなど広報啓発活動を強化した効果が表れていると言える。

また、施設運営については、隣接する北デイサービスセンター内に設置されている「地域包括支援センターハピネス」との連携による健康寿命延伸のための取組や、異世代交流スペースを有する施設という特徴を活かし、子育て支援団体と協力して子育て親子の居場所づくりを通じた高齢者との交流を図ったほか、「お笑いシアター」など複数の新規自主事業を実施し、多様化する社会状況や高齢者ニーズに柔軟かつ的確に対応したことは評価できる。引き続き、多世代利用も想定した運営方法等の見直しによりサービスや機能の最適化を推進されたい。施設利用者の「居場所と出番」の確保を含め、市北部地域の高齢者を中心とする地域福祉活動の推進拠点施設となることを期待するものである。

なお、当センターは平成11年4月に竣工した施設であり、施設の老朽化が著しく、浴室については、設備の修繕等にかかわるコストのほか、施設全体の利用者が限定されていることに加え、乳浴中の事故リスクといった管理上の観点から廃止が検討されている。一方で、令和3年度の利用実績は1日あたり26.5人の利用があり、経済面や健康面等に不安のある方も利用されているとのことである。浴室廃止の検討の際には、高齢者施策のほか生活困窮者施策や公衆衛生の観点など、利用者の立場から十分な配慮をされたい。

所管課においては、指定管理者からの事業報告書における収支状況の確認について、証拠書類や会計帳簿との整合を確認するなど検収精度の向上を図るほか、剰余金(繰越金)が生じている場合の発生要因を把握し、必要に応じ次年度事業への充当確認を行うなど、指定管理料の適正な執行の確保に留意されたい。

なお、軽易な改善事項については、その都度指摘し指導したので記述を省略した。
(特定非営利活動法人ホームスイートホーム)

【彦根市南老人福祉センター】

指定管理業務については、条例および協定書等に沿って概ね適正に執行されているものの、次の点について改善を要すると認められた。

○ 彦根市南デイサービスセンターとの共通経費について

彦根市南老人福祉センターは彦根市南デイサービスセンターと併設された施設であり、各施設は当該同一の指定管理者により運営され、デイサービスセンターにおける経費は指定管理料に依らず、介護保険における収益事業で賄っている。

各施設の経理については明確に区分されており、同一施設であることによる共通経費については基本的に案分により負担しているが、少額の供用物品の購入に関し、案分が徹底されていない事例があった。

共通経費の案分支出については、同一の指定管理者による同一の施設内の経理であり、煩雑で非効率な面はあるが、歳入の原資の違い等に鑑み、可能な限り実態に即した経費負担となるよう留意されたい。

令和3年度、特定非営利活動法人ホームスイートホームは指定管理者として彦根市南老人福祉センターの初年度の運営を行ったところである。令和3年度の利用者数については、コロナ禍の中、全国に「緊急事態宣言」が発令され、他の老人福祉センターと同様に年度途中の一部期間が閉館となったが、令和2年度実績を543人上回る3,285人の利用者があり、コロナ禍前の水準には遠く及ばないものの、感染予防対策を徹底した講座の開講のほか、「スマイル通信」等による継続した情報発信や、新たに設置した健康増進コーナーなど社会情勢や利用者ニーズに応じた対応が図られている。

また、施設運営については、カロム大会など多くの事業が新型コロナウイルス感染症の影響により中止を余儀なくされる中、上述した健康増進コーナーの新設として介護予防筋トレマシンを導入し、利用講習会や体力測定、日々のトレーニングによる筋力増強や健康づくりを実施することにより、課題であった男性利用者の増加を図ったほか、利用者アンケートの他に地域住民へのアンケートを初めて実施し、地域ニーズの把握に努めるなど、コロナ禍の影響下においても需要に応じたサービスと質の向上を図られていることは評価できる。引き続き、地域の関係団体等との連携や地域住民の参画と共同を促進し、高齢化率の高い南部エリアの地域福祉活動の拠点として、地域性を十分活用した施設運営により誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりに繋がりたい。

所管課においては、指定管理者からの事業報告書における収支状況の確認について、証拠書類や会計帳簿との整合を確認するなど検収精度の向上を図るほか、剰余金(繰越金)が生じている場合の発生要因を把握し、必要に応じ次年度事業への充当確認を行うなど、指定管理料の適正な執行の確保に留意されたい。

なお、軽易な改善事項については、その都度指摘し指導したので記述を省略した。

(彦根市老人クラブ連合会)

【彦根市中老人福祉センター】

指定管理業務については、条例および協定書等に沿って概ね適正に執行されているものの、次の点について改善を要すると認められた。

○ 彦根市老人クラブ連合会の会計処理について

人件費に関し、職員3名に係る令和3年度年間分の時間外手当206,484円を年度終了後に一括して支出していた。経理処理の負担軽減を図るため、各職員了承のもと処理されたものであるが、本来毎月の給与支給時に支払うべきものであり、労働基準法等関係法令の規程を確認の上、適正に対応されたい。

また、歳入処理に関し、各使用団体から印刷使用料を徴し、都度領収を行っているが、会計上の収入処理を各月末等に行わず、年度終了後に令和3年度年間分を一括して処理していた。釣銭対応等の利便性から手元で現金を保管管理していたものだが、長期間に渡る現金保管リスクや適正な会計処理の観点からは是正されたい。

○ 管理業務仕様書(中老人福祉センター)における未実施事項について

管理業務仕様書に実施すべき事項として記載のある「避難・救助その他必要な訓練」および「年2回以上の人権研修」が実施できていなかった。新型コロナウイルス感染症対策の観点から実施を見送ったとのことだが、人命や人権に関わるもののため、その重要性から実施を前提とした手法の検討は当然であり、危機管理意識や人権意識の不足は否めない。令和3年度指定管理者候補者選定委員会の評価結果にも同様の指摘があるように、強く改善を求めるものである。

令和3年度、彦根市老人クラブ連合会は指定管理者として彦根市中老人福祉センターの通算14年目の運営を行ったところである。令和3年度の施設利用者数については、コロナ禍の中、全国に「緊急事態宣言」が発令され、他の老人福祉センターと同様に年度途中の一部期間を閉館したほか、令和4年当初からの新型コロナウイルス感染症オミクロン株拡大の影響による利用控えに伴い1月以降の1日当たりの利用者数が100人を切ったことなどにより、令和2年度実績を4,181人下回る24,257人の利用者となっている。

また、施設運営については、高齢者の関心の高い健康体操等の健康に関する事業をはじめ、「生き生きクラブ発表会」「年忘れ会」「季節の食事会」などの行事計画が新型コロナウイルス感染症の影響により中止や縮小を余儀なくされ、利用者の高齢化の進行や世帯構造の変化等と

相まって利用者数の減少が懸念される状況にある。一方で、新規に3つのクラブが新設されたほか、パソコンやスマートフォンで速やかに情報提供を図るべくホームページの作成・公開を進め、高齢者と子育て世代が交流できる講座や多世代が集えるプチ運動会の開催を検討するなど、施設規模や屋内ゲートボール場を活かし、コロナ禍においても利用者数の維持向上と高齢者施設としての機能の充実に努められている。引き続き、クラブ活動のさらなる活性化と情報発信を図りつつ、指定管理者自身の組織を活かした運営や社会福祉協議会など関係団体との連携により利用を促進し、さらなる知名度の向上を図ることで地域福祉活動の拠点施設として誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりに繋げられたい。

なお、当センターは昭和59年6月に竣工した施設であり、施設の老朽化が著しく、浴室については、設備の修繕等に係るコストのほか、施設全体の利用者が限定されていることに加え、入浴中の事故リスクといった管理上の観点から廃止が検討されている。一方で、令和3年度の利用実績は1日あたり33.3人の利用があり、経済面や健康面等に不安のある方も利用されているとのことである。浴室廃止の検討の際には、高齢者施策のほか生活困窮者施策や公衆衛生の観点など、利用者の立場から十分な配慮をされたい。

所管課においては、指定管理者からの事業報告書における収支状況の確認について、証拠書類や会計帳簿との整合を確認するなど検収精度の向上を図るほか、剰余金(繰越金)が生じている場合の発生要因を把握し、必要に応じ次年度事業への充当確認を行うなど、指定管理料の適正な執行の確保に留意されたい。

また、避難訓練や人権研修については、サービスを提供する指定管理者に必須の責務である。所管課においても研修等の実施状況や内容を把握するとともに、コロナ禍においても確実な実施が担保できるよう指導・助言を徹底されたい。

なお、軽易な改善事項については、その都度指摘し指導したので記述を省略した。

病院事業管理規程

彦根市病院事業管理規程第11号

彦根市病院事業の管理運営に関する規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年10月1日

彦根市病院事業管理者 金子隆昭

彦根市病院事業の管理運営に関する規程等の一部を改正する規程

(彦根市病院事業の管理運営に関する規程の一部改正)

第1条 彦根市病院事業の管理運営に関する規程(平成28年彦根市病院事業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項ただし書中「、院長補佐」を削る。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項から第11項までを1項ずつ繰り上げる。

(彦根市病院事業職員職名規程の一部改正)

第2条 彦根市病院事業職員職名規程(平成28年彦根市病院事業管理規程第16号)の一部を次のように改正する。

本則中「、院長補佐」を削る。

(彦根市病院事業職員の給与に関する規程の一部改正)

第3条 彦根市病院事業職員の給与に関する規程(平成28年彦根市病院事業管理規程第18号)の一部を次のように改正する。

別表第3の2(1)の表4級の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

別表第 3 の 2(3)の表 6 級の項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とする。

付 則

この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

彦根市病院事業管理規程第 12 号

彦根市病院事業職員の給与の種類および基準に関する条例第 23 条に規定する手当に関する規程を次のように定める。

令和 4 年 10 月 1 日

彦根市病院事業管理者 金子 隆 昭

彦根市病院事業職員の給与の種類および基準に関する条例第 23 条に規定する手当に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、彦根市病院事業職員の給与の種類および基準に関する条例(平成 28 年彦根市条例第 6 号)第 23 条の規定により支給する手当に関し、同条例および彦根市病院事業職員の給与に関する規程(平成 28 年彦根市病院事業管理規程第 18 号。以下「給与規程」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(処遇改善手当の支給)

第 2 条 病院事業に従事する看護師および准看護師に対し、処遇改善手当を支給する。

(処遇改善手当の額)

第 3 条 処遇改善手当の額は、月額 12,000 円とする。ただし、1 週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間より短い時間である者の額は、別表のとおりとする。

(勤務 1 時間当たりの給与額の算出の特例)

第 4 条 処遇改善手当の支給を受ける職員に対する給与規程第 16 条の規定によりその例によることとされる彦根市職員の給与に関する条例(昭和 40 年彦根市条例第 2 号)第 26 条の規定の適用については、同条中「初任給調整手当」とあるのは「初任給調整手当、彦根市病院事業職員の給与の種類および基準に関する条例(平成 28 年彦根市条例第 6 号)第 23 条の規定により支給する手当」と読み替えるものとする。

付 則

この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

別表

1 週間当たりの通常の勤務時間	支給額
30 時間以上 38 時間 45 分未満	月額 9,000 円
20 時間以上 30 時間未満	月額 6,000 円
10 時間以上 20 時間未満	月額 3,000 円
10 時間未満	支給しない

水道事業告示

彦根市水道事業告示 22 号

彦根市指定給水装置工事事業者規程(平成 10 年彦根市水道部規程第 2 号)第 7 条第 1 項第 2 号の規定により、彦根市指定給水装置工事事業者の変更届出書を受理し、指定したものは、下記のとおりである。

令和4年9月22日

彦根市長 和田裕行

記

- 1 登録番号 182
 - 2 名称 株式会社コテラ
 - 3 届出事項 代表者の氏名
 - 4 変更前 小寺 定子
 - 5 変更後 堺 美奈子
-